

# 省エネ化とセーフティネットで 燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 国と農業者で積立てを行い、燃料価格高騰時に補填金をお支払いします  
(自身の積立金の2倍を限度に補填)
- ✓ 補填に使用されなかった皆様の積立金は、事業終了後に還付されます  
(掛け捨てではありません)

## 申込期限

○提出先  
○提出期限

所管農業振興事務所  
7月8日（火）必着

## 加入要件

- 施設園芸農家 **3戸以上**※又は農業従事者 **5名以上**で構成する農業者団体等  
※同一県内の3戸以上の農家
- 3年間**で燃料使用量を**15%以上削減**する  
計画（省エネルギー等推進計画）の作成
- 目標の立て方は、裏面をご覧ください。

## 補填積立金

積立金  
=積立単価×年間燃料購入予定数量×1/2  
(例)  
A重油を年間10,000L購入予定の方が130%  
コースに申し込む場合  
 $28.2 \times 10,000 \times 1/2 = 141,000\text{円}$

## 対象期間

**10月から翌6月まで**  
の間から選択

## 対象燃料

施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）  
の用に供する**A重油、灯油、LPGガス、  
LNG**

## 基準単価、積立コース

A重油：94.1円/L LPGガス：124.2円/kg  
灯油：99.7円/L LNG：70.2円/m<sup>3</sup>

積立 コース	積立単価			
	A重油 /L	灯油 /L	LPGガス /kg	LNG /m <sup>3</sup>
115% コース	14.1円 /L	15.0円 /L	18.6円 /kg	10.5円 /m <sup>3</sup>
130% コース	28.2円 /L	29.9円 /L	37.3円 /kg	21.1円 /m <sup>3</sup>
150% コース	47.1円 /L	49.9円 /L	62.1円 /kg	35.1円 /m <sup>3</sup>
170% コース	65.9円 /L	69.8円 /L	86.9円 /kg	49.1円 /m <sup>3</sup>

**補填金 = 補填単価※1 × 当月燃料購入数量 × 70%※2**

補填単価は、積立コースにかかわらず、同額です。

※1 補填単価=各月の指標価格-発動基準価格

※2 価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

省エネ機器を導入し燃料使用量を50%以上削減する場合にも100%に  
引き上げられます。（詳細は裏面下部をご確認ください）

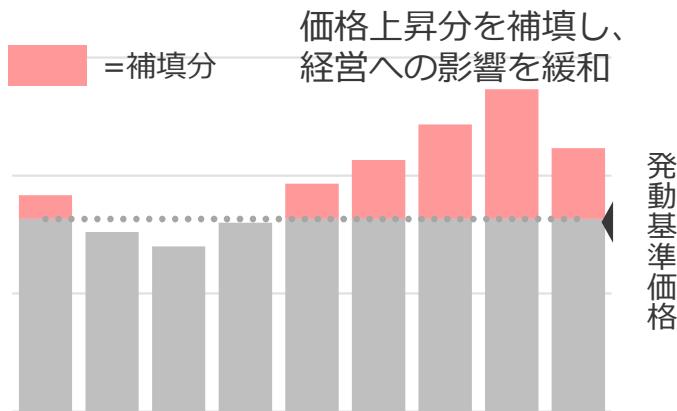


# 施設園芸セーフティネット構築事業加入に向けたヒント

## 省エネ計画のイメージ



## セーフティネットの仕組み



## 申請手続

申請には、下記の書類が必要です。  
地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。  
※ 7年分の書類がない場合でも加入可能な場合もありますので、ご相談下さい。

### <初めて加入する方>

- 省エネチェックシートの実践で燃料使用量**10%減**とみなせます。チェックシート以外で**5%減**を目指しましょう。



▲省エネチェックシート



▲省エネマニュアル



▲省エネ通知のページ  
QRコード



▲省エネで収益力向上を

- 省エネ機器（化石燃料を使用しない加温機）の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から**100%**に引き上げます。

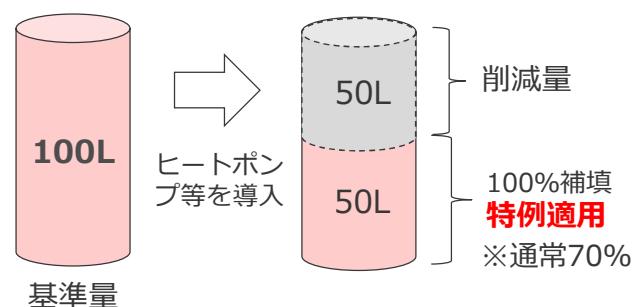
## 実施期間 令和9事業年度まで

※一人一期（最大3年間）までです。  
※申込期限は令和8事業年度までです。令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間です。

### 加入要件

- 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入する者**又は**既に省エネ機器を導入している者**
- 3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

## 省エネ加速化特例の仕組み



※基準量の50%の数量を上限とする  
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

## 省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

- 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索

令和7事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業のうち省エネ加速化特例」  
加入募集のご案内

# 更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限

7月8日（火）

※施設園芸セーフティネット構築事業の加入と併せて申請してください。

実施期間

令和9事業年度まで

※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。

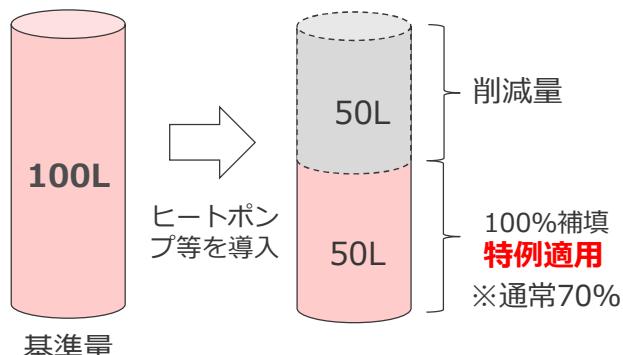
※申込期限は令和8事業年度までです。なお、令和8事業年度に申し込んだ場合、特例措置の期間は2年間となります。

## 加入要件

- 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
- 3年間**で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況	R 5事業年度加入者			R 5事業年度未加入者	
省エネ機器導入状況	導入していない	導入済み	導入していない	導入済み	導入済み
現行計画の削減率	50%未満	50%以上	50%未満	50%以上	—
特例対象	○	×	○	×	○

## 省エネ加速化特例の仕組み



**省エネ加速化特例補填金 =  
補填単価×当月燃料購入数量の100%**

※補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格  
※基準量の50%の数量を上限とする  
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付



# 省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

## 申請手続

- 省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- 地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。
- 令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

- 省エネ加速化特例申請書  
(省エネ機器導入の確認書類含む)
- 省エネルギー等対策取組計画

## 基準量の考え方

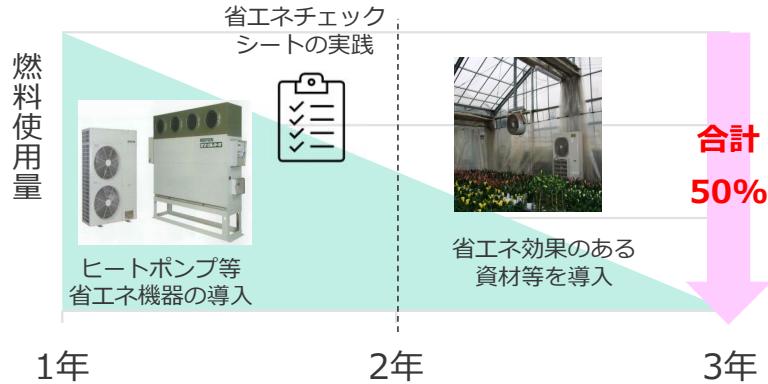
赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

Aさん：新たに省エネ機器を導入 Bさん：既に省エネ機器導入済み (単位：L)

		H30～R2			R3～R5			R6～R8 (特例加入)			基準 数量
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
Aさん	現在値	100	—	—	85	—	—	70	R6ヒートポンプ導入		70
	目標値	85			70			50%減			35
	実績値	90	80	70	70	65	60				
Bさん	現在値	200	—	—	170	—	—	145			180
	目標値	170			145			90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

## 省エネ加速化特例加入に向けたヒント

### 省エネ計画のイメージ



▲省エネチェックシート



▲省エネマニュアル



▲省エネ通知のページ  
QRコード



▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

## 省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

- 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

